

## ウェブサイトより申し込まれるローンの規定等に関する電子交付サービス規定

お客様は、以下の各条項の通り、ウェブサイトより申し込まれるローンの規定等について、書面による交付に代わり、電子交付の方法により交付されることに同意するものとします。

### 第1条（定義）

本規定における電子交付とは、お客様が、京都信用金庫（以下、「当金庫」といいます）の非対面で契約するカードローンの利用を、ウェブサイトより申し込む場合に、当金庫および地域信用保証株式会社（以下、「保証会社」といいます）が、当該お客様に対し、以下の規定等の内容を、書面での交付に代えて、電磁的方法により交付することをいいます。

電子交付の対象となるものは以下の通りです。

- (1)当金庫にかかる個人情報の取り扱いに関する同意書
- (2)保証会社にかかる個人情報の取り扱いに関する同意条項
- (3)ウェブサイトより申し込まれるローンの規定等に関する電子交付サービス規定

### 第2条（電子交付の方法）

1. 本規定における電子交付は、当金庫のウェブサイトに、交付すべき規定等をPDF形式のファイルで添付して、お客様の閲覧に供し、お客様がそれを自ら使用するパソコン等の端末にダウンロードする方法によるものとします。なお、お客様は、電子交付された規定等につき、ファイルをダウンロードのうえ、端末に保存する方法や書面に印刷する方法により保存するものとします。
2. 電子交付された規定等のダウンロードに必要な、PDF形式のファイルの閲覧用ソフトウェア（Acrobat Reader等）は、お客様が用意するものとします。

### 第3条（電子交付がなされた場合）

1. 当金庫は、電子交付につきご同意いただいたお客様に対しては、電子交付の対象となる規定等につき、書面による交付を行わないものとします。ただし、お客様から、特に、規定等を書面により交付することを希望する申し出があった場合には、当金庫所定の手続・方法により、書面による交付を行なうものとします。
2. 前項のほか、当金庫が必要と判断した場合（関係法令が変更された場合も含むものとします）には、当金庫は、電子交付を中止して、規定等につき書面による交付を行う場合があります。お客様は、これを了承するものとします。

以上  
(平成27年4月制定)